

# 「京都3事件」・無罪判決内容の学習会を開催 関生型運動の正当性を認められた無罪判決

## 管理職ユニオン・関西／大阪労働学校・アソシエ

いわゆる「京都3事件」で恐喝や強要未遂などに問われた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)武建・前委員長と湯川裕司・現委員長に対し、京都地裁は2月26日、無罪を言い渡した。この無罪判決を受けて3月22日、管理職ユニオン・関西は大阪労働学校・アソシエと共催して、同労働事務所(大阪市北区)で、主任弁護士位田浩を講師に、判決内容の解説学習会を開催した。

武、湯川両氏が告訴されたのは、ベストライナー事件(企業閉鎖に伴う1億5000万円の解雇金の要求が「恐喝」とされた)、近畿生コン事件(企業倒産の際に労働債権の保全を目的として関生支部は工場を占拠し、京都協組未加盟業者IIAアウト業者への落札を阻止した。この工場占拠に関する6000万円の費用要求が「恐喝」とされた、

### 無罪判決の意義はどこに

位田浩 弁護士



#### ストライキは正当

ベストライナー事件では、まず1億5000万円の要求があったかという話ですが、これについて裁判所は「京都協組の理事から武氏に対していわゆる金銭解決を持ち掛けている事からすれば、それに応じて武氏が具体的な金額を提案したとしても、そのことが直ちに脅迫に該当するとは解されない」としています。要するにこの1億5000万円というのは、労働組合の方から要求したのではなく、京都協組から提案してきたと認定しているわけですね。1億5000万円という金額についても、「ベストライナー閉鎖に

営を阻害することはもとも当然に予定されているものであるし、そうした意味で、使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になつている」とストライキをはじめとする争議行為は労働組合の正当な権利であるということを裁判所が認めています。

#### 関生支部とは協力関係にあった京都協組

次に「近畿生コン事件」ですが、これも「本件要求行為には威圧的言動や畏怖を利用した言動がない」と裁判所は言っています。そもそも、検察官が前提とする京都協組の理事らによる供述内容によっても、本件要求行為(占拠費用の請求)に際しても、ストライキ等を示唆するなどの要求拒絶の場合に生じる具体的な不利益等を想起させるようなものは何ら含まれていません。裁判所は「体制が変更された2015年終わり頃からは、京都協組は、関生支部と協調する方針をとっており、ストライキ等を示唆されるような状況にはそもそもなかつたことからは、京都協組の理事らにおいて、関生支部のあらゆる要求に応じざるを得ないとまで畏怖していたとは考え難い」と結論付けています。逆に京都協組側が関

生支部に協力を求めたか、あるいは関生支部の占拠を利用しようとしたのではなかつたという判断もしています。京都協組側は、何とかプラントがアウト業者に売られないようにしたいと思っていたわけですね。そういう状況からすると、「少なくともアウト業者の参入阻止につながるプラント占拠によるメリットを享受するために、京都協組側において関生支部による占拠を黙認したり、あるいは利用しようとしていたのではなかつた」と判断されています。

これが正当であれば全然、強要にも恐喝にもならないはずですが、裁判所はこの監視行為の目的が正当だと判断しています。「関生支部の組合員は、それまでの村田建材側の対応があまりにも不誠実で、組合敵視の態度が目にと感じている」ともあり、組合員を排除するための偽装廃業ではないかと疑い、廃業が偽装であるかどうかを確かめることを目的として監視行為を行っていた」と、監視行為にはちゃんとした目的があると判断しました。

最後に、私の考えですが、この無罪判決の意義をお話しします。①まず京都協組を実質的な使用者として認めた事です。これは大事なことだと思います。検察官は「京都協組との間に労働関係がなく、労使関係がない」ところに京都協組が金を払う義務がなされるのか。それは脅されたからだ」という論理だったんです。ところが、ベストライナーの頃から京都協組が窓口になつてずっと対応してきたのです。しかも「お金を払うからベストライナーを閉鎖してくれ」と言ってきたのも京都協組なのです。だから実質的な使用者というふうに認めた、これは非常に大事な事です。

避けたいと考えてお金を払っているわけですが、これが当然の前提であるとした事です。④それから1億5000万円と6000万円という解決金について、これが理由のあるものだと思われた事です。⑤それから五番目として、関生支部を「反社」とみる検察官の論法、「関生支部のストライキは違法な業務妨害行為で、経営者は関生支部に畏怖をいだいており、関生支部の要求は経営者の畏怖に乗じている」という論法を検察官は使っていたのですが、これを許さなければ、使用者側がそれを今回の判決だと思えます。

共謀は認められず  
次は「加茂生コン第1事件」です。「就労証明書を出してくれ」というのが強要だという事件ですが、裁判所は、強要未遂にあたるかどうかという判断ではなく、共謀があつたか否かについて判断をしています。検察官は「京都協組との間に労働関係がなく、労使関係がない」ところに京都協組が金を払う義務がなされるのか。それは脅されたからだ」という論理だったんです。ところが、ベストライナーの頃から京都協組が窓口になつてずっと対応してきたのです。しかも「お金を払うからベストライナーを閉鎖してくれ」と言ってきたのも京都協組なのです。だから実質的な使用者というふうに認めた、これは非常に大事な事です。

無罪判決の意義は  
最後に、私の考えですが、この無罪判決の意義をお話しします。①まず京都協組を実質的な使用者として認めた事です。これは大事なことだと思います。検察官は「京都協組との間に労働関係がなく、労使関係がない」ところに京都協組が金を払う義務がなされるのか。それは脅されたからだ」という論理だったんです。ところが、ベストライナーの頃から京都協組が窓口になつてずっと対応してきたのです。しかも「お金を払うからベストライナーを閉鎖してくれ」と言ってきたのも京都協組なのです。だから実質的な使用者というふうに認めた、これは非常に大事な事です。

判決をテコに運動の強化を  
関生支部・前委員長 武建一



われ、自分の地位とか収入とかを考えて上ばかりを見ています。今回の関生支部への弾圧の狙いは、労働組合が中小企業と連携して背景資本の責任追及をす「関生型労働運動」を破壊することであり、さらに今回の弾圧を手がかりにして、暴対法や共謀罪の先取的な判決を下そうとした事です。このように判決を下す事で、無罪判決を勝ち取る事が出来た要因は(3面へ)



京都事件無罪判決を讀む  
2025年3月22日(日)大阪  
弁護士 位田 浩

「ベストライナー閉鎖に

逆に関

「加茂生コン第2事件」

「加茂生コン第2事件」

「加茂生コン第2事件」

「加茂生コン第2事件」